

右》二申建》者該来: 海 视 閣建心有設以有島無位經 别 議設:之致テ之八人ス縣標序 アセ依右度同之向島ル下杭三 請シリハ盲縣レケナ久八建一 フメ上同同ノカ漁レ場重設 ン 申縣縣 所 取業 氏 島山: 上, 和轄締莽近魚群関 ス通所事トック来釣島ス り轄ヨシ要試:島ノル 標下り標又一至八兆件 杭認上杭ルルリ役画



明 治廿八年一月十二日

内務大臣子爵野村靖

政綱

内閣書記官

明治日八年一月十四日

内閣總理大臣がよ

外移店の大蔵な事で、海軍を夕

内閣書記官長十

文部大臣を通信を方

農商務全人指

内務をお陸軍を加司法を

北西"在不久場島與豹島、稱己無人島、向 别纸肉络大臣請議沖縄縣下八重山群島,

⑩[割印○]

標杭建設ニ関スル供秘別第一三三号

沖縄県下八重山群島ノ北西 二位スル久場島魚釣島ハ従来無人島ナレドモ近来ニ至リ 該島へ向ケ漁業等ヲ試ムル 者有之之レカ取締ヲ要スル ヲ以テ同県ノ所轄トシ標杭 ヲ以テ同県ノ所轄トシ標杭 卑設致度旨同県知事ヨリ上 申有之右ハ同県ノ所轄ト認 ムルニ依リ上申ノ通リ標杭ヲ 基設セシメントス 明治二十八年一月十二日

内務大臣子爵野村靖卿[内務大臣之印]